資料２

第２回稲美町総合計画審議会　資料

第６次稲美町総合計画

基本構想（案）

第１章　まちづくりの目標

第１節　基本理念　・・・・・　P1

第２節　基本目標　・・・・・　P1

第２章　まちづくりの指標

第１節　人口　・・・・・　P3

第２節　土地利用　・・・・・　P5

第３章　施策の大綱

施策の体系表　・・・・・　P7

ＳＤＧｓとの連携　・・・・・　P8

第１節　緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち　・・・・・　P9

第２節　だれもが健やかに地域で暮らせるまち　・・・・・　P11

第３節　生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち　・・・・・　P12

第４節　地域の特性をいかした活力と魅力あるまち　・・・・・　P13

第５節　ともに進める持続可能なまち　・・・・・　P14

第１章　まちづくりの目標

第１節　基本理念

これまでの総合計画のまちづくりの理念を継承しつつ、全国的に人口減少が進行している中、持続可能な新しいまちづくりを進めるために、基本理念を次のとおりとします。

「ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町」

本町は、地域の生活を支えるために造られた数多くのため池やそれらを繋ぐ水路網、その恩恵を受けて拓かれてきた農地や農村集落、地域の歴史や文化を伝える社寺や祭り、自然豊かな景観など、美しい水と緑や歴史・文化に恵まれた地域で、それらが織りなす美しい風景は、四季折々にさまざまな姿を見せながら、本町で暮らす人々に豊かさと安らぎを与え続けています。

「ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町」は、本町のこれらの特性をいかし、愛着と誇りを持ちながら、ともに暮らし、ともに学び、ともに支え合いながら、先人たちが築きあげてきた豊かな自然や歴史・文化などの資産を次代にしっかりと受け継ぎ、さらなる飛躍につなげるまちづくりを進めていこうとする姿勢を表現しています。

第２節　基本目標

基本理念に基づき、次の５つの基本目標を定めてまちづくりを進めていきます。

ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町

基本目標１　緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

基本目標２　だれもが健やかに地域で暮らせるまち

基本目標３　生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

基本目標４　地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

基本目標５　ともに進める持続可能なまち

基本目標１　緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

市街地や田園集落での調和のとれた土地利用を推進するとともに、住宅や公園などの生活空間や暮らしの基盤を整備し、快適に暮せるまちをめざします。

また、自然豊かな環境を保全するとともに、災害や犯罪等から安全な暮らしを守る環境の整備を行い、安心して暮せるまちをめざします。

基本目標２　だれもが健やかに地域で暮らせるまち

安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えるとともに、保健・医療・福祉サービスを充実し、子どもから高齢者までだれもが健やかに暮せるまちをめざします。

また、住民が互いに支え合う地域ぐるみの福祉を推進し、だれもが安心して暮らせるまちをめざします。

基本目標３　生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

学校教育の充実や教育環境の整備により、児童・生徒一人ひとりの個性や能力をいかすことのできるきめ細かな教育を推進し、夢と志を育むまちをめざします。

また、スポーツ・文化・芸術等の生涯学習や人権教育等を推進することにより、お互いを認め合うことのできる地域と人を育むまちをめざします。

基本目標４　地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

農業の基盤整備や担い手の確保、新しい技術等を活用した持続可能な農業を振興するとともに、地域経済の振興と労働者福祉の向上を図り、活力あるまちをめざします。

また、魅力ある交流と観光を推進し、にぎわいのあるまちをめざします。

基本目標５　ともに進める持続可能なまち

多様な主体との協働を進めるとともに、地域や広域での交流・連携を推進し、ともに進めるまちをめざします。

また、新技術等の社会変化に対応した行政サービスを提供し、効率的で健全な行財政運営による持続可能なまちをめざします。

第２章　まちづくりの指標

第１節　人口

（1）人口・世帯

全国的な少子高齢化や人口減少を背景に、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し算出した本町の将来人口は、令和 13 年（2031 年）には○○人になると推定されます。

こうした状況の中、良好な生活環境やまちの活力を維持していくため、子育て支援や移住・定住促進施策、地域活性化などの様々な取り組み等を進めることにより、人口ビジョンにおいて示す令和 13 年（2031 年）に○○人の人口規模を維持することをめざします。

また、町外の人が本町を訪れることは町の活性化にもつながるため、本町に住む「定住人口」だけでなく、大都市に隣接し、都市機能と豊かな自然をあわせ持つ本町の魅力をいかして、本町を訪れる「交流人口」を増やすとともに、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やす必要があります。さらに、自治会やボランティア活動などのまちづくりの活動を行う「活動人口」を増やすことにより、つながりの豊かな活力のあるまちをめざします。

■人口の推移・推計

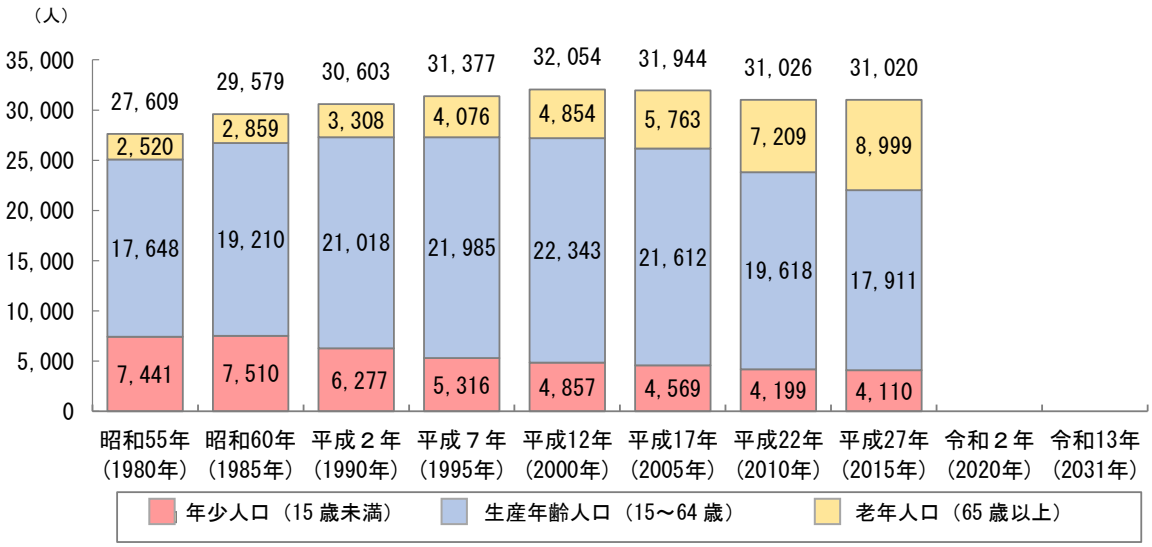

■世帯数の推移・推計

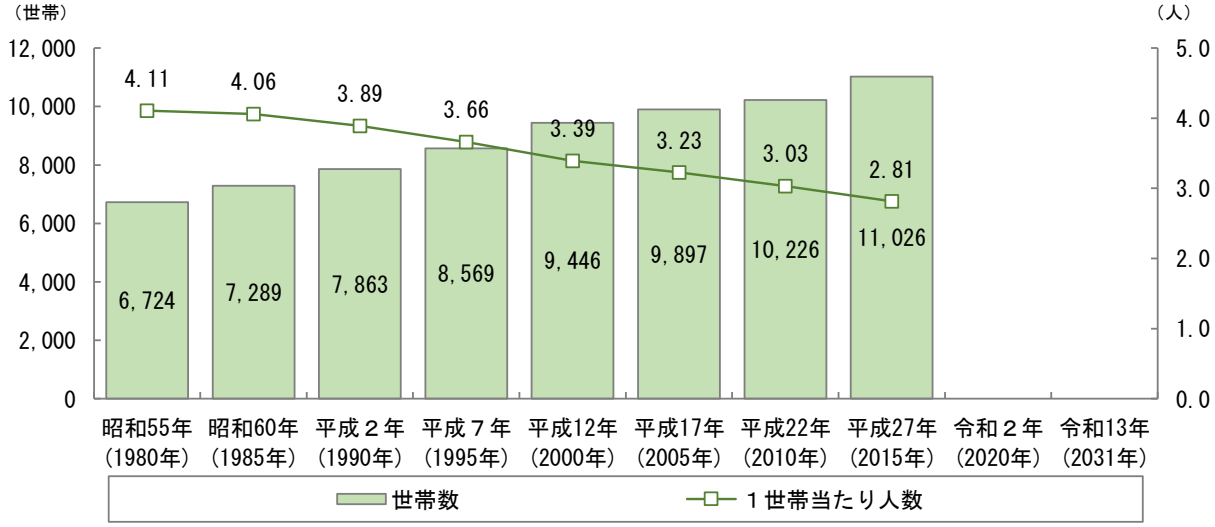
（世帯）
（人）
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
4.11
4.06
3.89
3.66
3.39
3.23
3.03
2.81
6,724
7,289
7,863
8,569
9,446
9,897
10,226
11,026
昭和55年（1980年）
昭和60年（1985年）
平成２年（1990年）
平成７年（1995年）
平成12年（2000年）
平成17年（2005年）
平成22年（2010年）
平成27年（2015年）
令和２年（2020年）
令和13年（2031年）
世帯数
１世帯当たり人数

第 2 節　土地利用

(1) 土地利用の基本方針

本町は、全域が都市計画区域に指定されており、町中心部及び南部の市街化区域並びにその周辺を取り巻く市街化調整区域に分かれていますが、町域のほとんどが市街化調整区域であり、その主な土地用途は農地、農村集落と点在するため池です。

本計画では、それぞれの地域がもつ特性や機能をいかしながら、相互の連携に努め、環境との共生と均衡ある発展を基本とした土地利用を進めます。

また、今後の社会経済情勢に応じて、工業系の新市街化地等の検討をします。

さらに、道路交通を中心として町内の移動の円滑化を図るとともに、近隣市町とも連携し、広域的にも整合性のある道路ネットワークの形成を図ります。

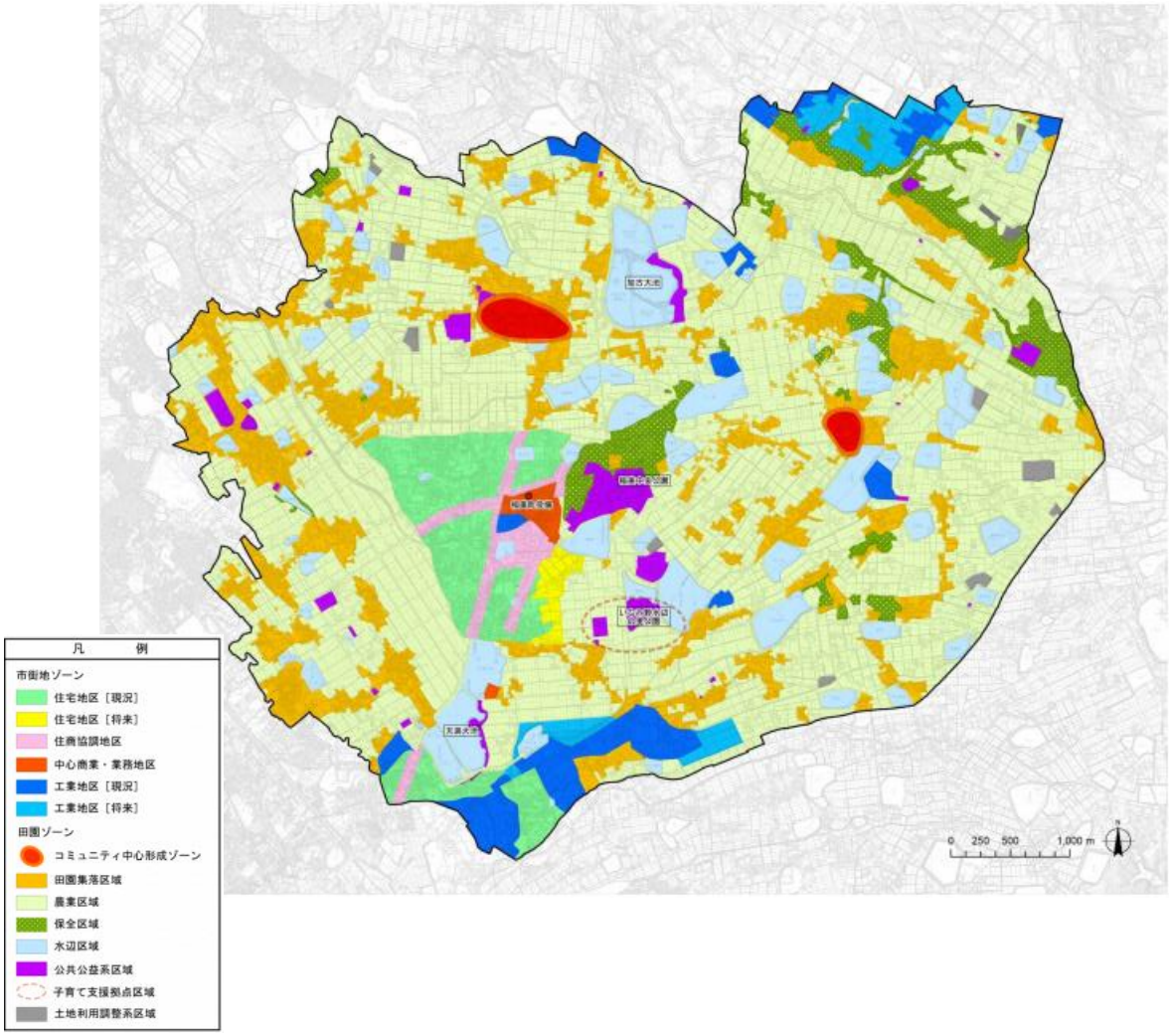

(2) ゾーン別整備方針

地域の特性や機能に基づくゾーンの設定と主な整備方針は以下のとおりです。

①市街地ゾーン

≪住宅地区≫

中心部市街化区域の住居系用途地域内では、低層住宅地を主とした良好な住環境の形成を図ります。また、宅地と農地の混在がみられる地区では、引き続き土地区画整理事業等を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

≪中心商業・業務地区≫

都市計画道路役場南線と都市計画道路二見稲美三木線の接続地点の周辺では、商業系施設と業務系施設の集積により利便性の向上と、都市的活動の中心拠点として機能の維持を図ります。天満大池周辺は、6 次産業化拠点施設を中心に農業の振興とにぎわいの創出を図ります。

≪工業地区≫

南部市街化区域及び加古鉄工団地や町北東部などの工場集積地では、工業地としての土地利用を維持します。また、中心部市街化区域の準工業地域については、状況に応じて、周辺環境との調和が図れるよう適切な土地利用方針を検討します。

東播磨道の整備計画や播磨臨海地域道路の構想を見据えたアクセス利便性を踏まえ、町北東部や南部市街化区域の周辺部も将来工業地として検討します。

②田園ゾーン

≪農業区域≫

市街化調整区域のほぼ全域に広がる農地における良好な営農条件を備えた優良農地については、営農環境の維持向上の観点から保全に努め、農業の振興を図ります。また、ため池や農地の保全を通して農業がもつ水資源のかん養、雨水の一時貯留といった公益的機能の維持を図ります。

≪田園集落区域≫

市街化調整区域の拠点づくりのひとつである旧加古村及び旧母里村役場跡周辺での地区計画では、住宅や生活利便施設等の立地誘導を推進するとともに、市街化調整区域内に散在する田園集落においては、集落ごとの土地利用計画（田園集落まちづくり計画）策定を推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図ります。

≪水辺区域≫

地域の特色ある景観資源としての保全を図ると同時に、公園等を整備している区域については、町民の憩いの場としての活用を推進します。

≪公共公益系区域≫

都市公園、教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設等の公共公益施設を配置し、周囲の自然環境や地域コミュニティと調和のとれた土地利用を推進します。

稲美中央公園からいなみ野水辺の里公園や子育て交流施設にかけての一帯は、レクリエーション・文化・教育の集積を図るとともに、医療・福祉機能の充実を図る区域として位置づけます。

第３章　施策の大綱

５つの基本目標を実現するための政策を示します。

基本理念	基本目標	政　　策
ともにつくる　未来へつなぐ　稲美町	基本目標 1 緑豊かな自然と調和した 安心して暮らせるまち	1　調和のとれた土地利用の推進
		2　快適な生活空間の整備
		3　快適な暮らしの基盤の整備
		4　自然豊かな環境の保全
		5　安全な暮らしを守る環境の整備
	基本目標 2 だれもが健やかに 地域で暮らせるまち	1　健やかに暮らせる健康づくりの推進
		2　安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現
		3　だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現
	基本目標 3 生涯にわたる学びを充実し 夢と志を育むまち	1　子どもの夢と志を育む教育の充実
		2　地域と人を育む生涯学習の推進
		3　お互いを認め合う社会の実現
	基本目標 4 地域の特性をいかした 活力と魅力あるまち	1　地域の特性をいかした農業の振興
		2　活力のある地域経済の振興
		3　魅力ある交流・観光の推進
	基本目標 5 ともに進める 持続可能なまち	1　ともに進めるまちづくりの推進
		2　持続可能なまちづくりの実現

《ＳＤＧｓとの連携》

ＳＤＧｓは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発のための目標）」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットにおいて加盟する全 193 か国によって採択された国際目標です。地球規模の課題に、国、自治体、企業、ＮＧＯ、住民等が主体的に取り組むことが求められています。

本町においても、本計画で掲げる主な施策をＳＤＧｓと関連づけることで、住民・地域団体・事業者・行政など、さまざまな立場の人が相互に連携し、各分野における持続可能なまちづくりの取り組みの推進につなげていきます。

ＳＤＧｓの１７のゴール	
1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	9. 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	11. 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	12. 持続可能な生産消費形態を確保する
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第１節　緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

（1）調和のとれた土地利用の推進

適正な土地利用を図るため、市街地の整備を推進し、良好な住宅地区の形成に努めるとともに、中心市街地における一層の利便性の向上を図ります。また、中央部市街化区域の準工業地区についての土地利用方針を検討するとともに、町北東部地区の新たな工業用地の確保をめざします。

田園ゾーンの活性化に向けて、特別指定区域制度等による田園集落のまちづくりを推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図り、良好で活力ある集落環境の形成に努めます。一方で、農業区域においては農地の保全に努めるなど、田園ゾーンにおける適正な土地利用を推進します。

（2）快適な生活空間の整備

地域の定住人口の増加に向けて、良質な住宅用地の確保を進めます。また、地震に備え住宅の耐震診断・耐震改修を推進するとともに、空き家等については所有者や地域と連携した取り組みを推進します。

自然と調和したまちづくりをめざして、住民の憩いの場としての公園等の整備や、地域の特色ある景観形成に寄与する水辺空間の利活用や緑地の保全に努めます。

（3）快適な暮らしの基盤の整備

快適で安全な道路環境をめざして、都市計画道路等の整備を進めるとともに、地域内道路・橋梁の適切な維持・補修に努めます。

地域における交通手段の確保のため、バス路線等の公共交通の維持・確保に努めるとともに、日常生活の利便性向上のため、地域にふさわしい公共交通の充実に努めます。

安全・安心なおいしい水を安定供給するため、水源の確保や施設の整備改修を進め、上水道事業の健全経営に努めます。また、生活環境の向上や環境保全のため、下水道への接続等を推進し、下水道事業の経営の効率化と健全化に努めます。

（4）自然豊かな環境の保全

循環型社会の構築をめざし、本町の地域資源であるため池、水路、農地、樹林の保全とごみの発生抑制、再利用、再資源化を図るとともに、広域化後のごみ処理の適正化に努めます。また、住民、事業者、行政が協力して地球温暖化防止に向けて取り組むとともに、環境意識の啓発に努めます。

快適な生活環境の形成をめざして、環境問題を住民一人ひとりが身近なこととして考え、住民や事業所がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、互いに気持ちよく暮らせる社会の構築に努めます。

（5）安全な暮らしを守る環境の整備

安全・安心なまちをめざして、消防体制及び救急体制の充実を図るとともに、地域における火災予防を推進します。

災害に強いまちをめざして、あらゆる災害や感染症等に対応した防災体制を構築するとともに、自助による住民自身の防災意識の高揚に取り組みます。また、避難行動要支援者支援制度をはじめとした共助による互助意識の啓発に努めます。

交通事故や犯罪の少ないまちをめざして、関係機関と連携して交通安全啓発や防犯活動を推進するとともに、消費者の保護に向けた取り組みを推進します。

第２節　だれもが健やかに地域で暮らせるまち

（1）健やかに暮らせる健康づくりの推進

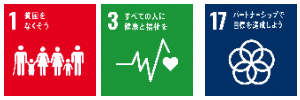

だれもが生涯にわたっていきいきと健康で暮らせるよう、ライフサイクルに応じた保健事業や母子保健を充実させるとともに、地域における健康づくりや食育を推進するなど、住民の健康増進を図ります。また、感染症等の対策についても国や県等と連携し、地域医療の充実に努めます。

住民がいつまでも健やかに生活できるよう、医師会等の関係機関と連携しながら、保健・医療体制の充実を図るとともに、救急医療体制の充実に取り組みます。また、各種社会保障制度の内容や重要性について周知を図ります。

（2）安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現

次代を担う子どもたちが健やかに育つ、子育てしやすいまちの実現に向けて、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支える仕組みづくりを推進します。

安心して子育てを楽しむことができるよう、妊娠・出産期から切れ目なく支援し、子育ての不安を軽減するため、子育て情報の提供や相談体制の整備など、子育て家庭の支援に取り組みます。

（3）だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現

だれもが自立した生活を送れる地域共生社会をめざして、自立のための相談・支援に努めるとともに、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会等の地域の様々な団体や事業者等と連携して、自助、共助、公助の考え方を基本とした福祉のまちづくりを進めます。

障がいのある人が自立し「その人らしく暮らす」ことができるまちをめざして、ライフステージに応じた支援の充実を図ります。また、障がいのある人に関する正しい理解と認識を促すための啓発・広報活動を推進します。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの整備に取り組みます。

第３節　生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

(1) 子どもの夢と志を育む教育の充実

子どもたちの夢と志を育て、「生きる力」を育む教育を推進し、基本的な生活習慣、健全な道徳心、確かな学力を培うとともに、「主体的・対話的で深い学び」を通じて、志を抱いて自らの夢を実現させようとする姿勢を育む教育を推進します。

魅力ある学校園づくりをめざして、実践的な指導力の向上を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの個性や能力をいかすことのできる特色ある教育の充実に取り組みます。また、情報教育の推進としてＩＣＴ環境の充実や多様なニーズに対応した教育の充実に努めます。

子どもたちを地域とともに育てる社会をめざして、各家庭における教育力を高めるため、家庭教育を推進するとともに、保護者に対する子育て支援を実施します。また、「コミュニティ・スクール」をはじめとした開かれた学校園づくりや、「トライやる・ウィーク」、青少年の健全育成などについては、学校、家庭、地域が連携した取り組みを推進します。

(2) 地域と人を育む生涯学習の推進

生涯を通じて学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、学びの場を充実させるとともに、学習を支える人づくりを推進します。また、学んだ成果を地域活動にいかす取り組みを推進します。

すべての住民が、スポーツ・レクリエーションにふれあう（する、みる、支える）ことができ、生涯スポーツを楽しむことができる環境づくりをめざして、ライフステージに応じたスポーツの推進等に取り組みます。

暮らしにうるおいと安らぎをあたえる芸術・文化の創造に向けて、各団体への支援や、その活動成果の発表機会の提供など、多彩な芸術・文化活動に自由に参加できる環境づくりを進めます。また、地域の歴史文化遺産の保護と活用を推進します。

(3) お互いを認め合う社会の実現

すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに協力して支え合うことができるよう、人権啓発活動を推進するとともに、児童生徒に対する人権教育や地域における人権学習と交流を通じて住民の人権意識を高め、差別や偏見のない地域社会の構築をめざします。

性別に関係なく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できるよう、啓発活動を進めるとともに、講演会や研修会を開催し、学習機会の充実に努めます。

国際化に対応し、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認め合う人づくり・まちづくりを進めるため、国際交流協会などと連携し、様々な交流事業を推進し、多文化共生社会の実現をめざします。

第４節　地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

（1）地域の特性をいかした農業の振興

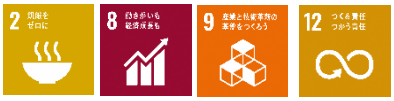

豊かな農業資源や環境をいかし、防災や環境にも配慮したため池の整備と利活用を進めます。また、既存農業用施設の長寿命化を図るとともに、地域住民の共同による維持管理を推進します。

農業に適した環境を守るため、新たな農業の担い手の確保や生産性を高めるとともに、スマート農業や農業の６次産業化を推進し、持続可能な農業をめざします。また、地産地消の推進や食と農の安全確保に取り組みます。

（2）活力のある地域経済の振興

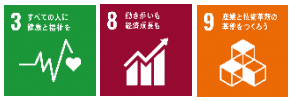

活力のあるまちをめざして、商工会や関係機関と連携して地域経済の活性化や住民の生活利便性の向上に努めるとともに、創業の支援や中小企業への支援を行い、経営の安定化を図ります。

安心とゆとりある生活の実現をめざして、労働者福祉の充実に努めるとともに、関係機関と連携し労働者の安定した雇用と高齢者等の就労支援を推進します。

（3）魅力ある交流・観光の推進

にぎわいのあるまちをめざして、地域資源や町の魅力などの情報を積極的に発信し、体験や交流による様々なイベントを展開するとともに、県や近隣市町と連携した広域観光を充実させ、交流人口の増加に努めます。

第５節　ともに進める持続可能なまち

（1）ともに進めるまちづくりの推進

住民や地域団体、事業者など多様な主体と行政がそれぞれに果たすべき責任を自覚して、役割を分担しながら、協働による持続可能なまちづくりを推進します。また、行政情報がすべての人に届くよう、様々な形での情報発信に努めるとともに、自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の支援を行い、住民とともに考えるまちづくりを推進します。

また、住民主体の地域交流を推進するとともに、地域における交流活動拠点の活用を図ります。

（2）持続可能なまちづくりの実現

持続可能な行財政運営の推進のため、自主財源の確保や行財政改革に取り組むとともに、社会の変化に対応するため、デジタル技術を活用した情報化、職員の人材育成、住民協働による行政運営を推進します。

近隣市町との連携を強化するとともに、広域的な事業の推進を行います。また、専門的な知識をもった大学等の教育機関や企業、町内の各種団体との連携・交流を推進し、新たな発想や取り組みで魅力あるまちづくりを推進します。